第一子出産祝金給付金

岐阜県少子化対策事業の一環として、第2子以降の子どもを持ちたいと考える保護者が、安心して子どもを産み育てることができるよう支援するため、お祝い金を支給する岐阜県の「第二子以降出産祝金事業」と同調し、市の単独事業として「第一子出産祝金」を支給します。

- 學支給対象者學
- ①令和5年4月1日以降に第1子の子を出産した母又はその配偶者で、その子の出生日にその子と同一の住所を有する人
- ②第 1 子の出生日からその子を監護し、かつ、生計を同じくする人
- ③出産した母又はその配偶者が第1子の子の出生日において、市内に住所を連続して1年以上有していること。また、出産した母又はその配偶者が転入後1年以内にその子を出産された場合は、転入日から1年経過していること。
- ④出産した母又はその配偶者と第 1 子の子の世帯において、公租公課を滞納していないこと。
- ⇒支給額・児童 1 人につき 10 万円

⇒支給日⇔ 令和5年7月より順次

② 支給にあたっては申請書の提出が必要となります。
市福祉敬愛課から申請書を郵送しますので、必要書類を添付していただき、ご提出ください。



お問い合わせ 本巣市役所 真正分庁舎 健康福祉部 福祉敬愛課 ☎058 - 323 - 7752